

令和8年度鉢田市ふるさと納税中間業務委託 仕様書

1. 目的

本業務は、鉢田市ふるさと納税に係る中間業務の委託により、事業の円滑な履行及び寄附の拡大を図ると伴に、市シティプロモーションや地域活性化に資する取組みを行い、以て実りある市政の実現及び市内事業者等の発展に寄与することを目的とする。

2. 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

本業務の取組内容は次のとおりとする。なお、いずれの取組においても、企画、調整、運営等については、受託者が主体的に行うものとし、内容の決定に際しては、委託者との事前協議を十分に行うこと。

I. ふるさと納税中間業務に係る履行体制整備

- ・令和8年度の当市ふるさと納税中間業務を履行するための体制を整備すること。
- ・業務の円滑な履行のため、市内に営業所を設置すること。
- ・営業所には、中間業務全般に精通した常勤の専従スタッフを複数名配置すること。
- ・準備に際しては、寄附者、返礼品、返礼品事業者、ポータルサイトページ等の情報について、返礼品事業者や従前の中間事業者等と調整を行い、可能な限り円滑な移行を進めること。
- ・令和8年4月当初に業務を開始できるよう、体制を整備すること。

II. ふるさと納税中間業務

(1) 寄附者対応

- ・寄附者及び寄附希望者からの各種問合せに対応すること。
- ・寄附者に対し、寄附申込書、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書等書類の送付対応を行うこと。
- ・紙媒体による寄附申込を希望する寄附希望者等に対し、返礼品カタログ、寄附申込書、郵便振替払込用紙等の送付対応を行うこと。

(2) 返礼品事業者対応

- ・返礼品事業者の新規開拓を行うこと。
- ・返礼品事業者に対して、定期的な訪問を実施するほか、適宜提案、助言助力、調整等を行い、信頼関係構築に尽力すること。

(3) 返礼品対応

- ・返礼品事業者との調整により、返礼品の新規開発、出品調整、配送手配、在庫管理等を行うこと。

(4) ふるさと納税ポータルサイト管理編集

- ・各ふるさと納税ポータルサイトの自治体ページ及び返礼品ページの管理編集を行うこと。ただし、別に契約する一部のポータルサイトについては、ページ管理編集の対象に原則含めない。

(5) 寄附拡大のための取組み

- ・(一社) 鉢田市観光物産協会や市内返礼品事業者、地域経済団体、金融機関等と連携し、当市ふるさと納税寄附拡大に資する取組みについて企画提案し、実施すること。
- ・市場マーケティング及びふるさと納税ポータルサイトの分析等を通じて、市場需要に応じた返礼品を開発・出品すること。また、魅力的な返礼品ページの制作や広告の運用等により、当市ふるさと納税の寄附拡大に資すること。
- ・寄附拡大については、令和8年度単年において一定の成果をあげること。

(6) その他

- ・その他、中間業務の円滑な履行のため必要な取り組みを行うこと。
- ・委託者より、国県等調査その他用途での使用を目的に本業務に関連する資料等について提供の求めがあった場合には、これに応じること。
- ・中間業務履行に際しては、国県等が定める各種法令や基準、通知等を遵守すること。

III. 地域活性化に資する取組み

- ・市内事業者の地場産品販路拡大等に資する取組みを行うこと。
- ・返礼品事業者や返礼品等の地域資源を外部に発信する取組みを行うこと。
- ・移住定住促進や地域雇用創出等の地域活性化に資する取組みを行うこと。

4 . 業務受託に係る特記事項

本業務の履行にあたっては、受託者は次に掲げる事項について遵守すること。

- ・次年度、当市ふるさと納税中間業務を受託しない場合には、次期の中間業務受託事業者と調整の上、円滑な体制移行に協力すること。
- ・契約期間中に受託者が取扱い、委託料の支払対象となった寄附のうち、契約期間終了後に返礼品の発送を行う必要があるものについては、契約期間終了後であっても、責任をもって当該返礼品の発送処理及び寄附者対応を完遂すること。なお、この場合の返礼品代及び配送料の支払い方法については、契約期間中の手法を周到するものとする。

5. 委託要件等

(1) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。

(2) 再委託の制限

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託することができない。委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託者の承諾を得ること。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたり取り扱う個人情報は、鉢田市個人情報の保護に関する条例（平成27年鉢田市条例第19号）、鉢田市個人情報保護に関する条例施行規則（平成27年鉢田市規則第26号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損他が無きよう、細心の注意を払い個人情報保護に努めること。

(4) 知的財産権等の取り扱い

本業務により生じた知的財産権等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- ・返礼品及び返礼品事業者の情報については、市に帰属する。
- ・各ふるさと納税ポータルサイトにおける自治体紹介ページ及び返礼品ページの情報については、受託者が著作権等を有する画像及びテキスト等を除き、ページそのものを含めて市に帰属する。
- ・受託者が著作権を有する画像及びテキスト、その他知的財産権等の取り扱いについては、委託者との協議により定める。

(5) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うにあたり、委託者の同意なく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

(6) 進捗報告

受託者は、委託者の求めがある場合は、速やかに事業の進捗状況を報告しなければならない。報告の方法は、委託者の指定によるものとする。

(7) 監査・検査等への対応

本業務に関連して市監査や国県検査等が生じた場合は、委託者の求めにより必要な協力をすること。契約期間終了後においても同様とする。

(8) 疑義

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。

(9) その他

本仕様書の各項目については、契約締結後においても、委託者と受託者が協議の上、必要に応じて適宜修正できるものとする。